

立川市組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項の規定による。

立川市組織条例の一部を改正する条例

立川市組織条例（昭和42年立川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 ……略……</p> <p><u>2 市民生活部は、危機管理対策室を兼ねるものとする。</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策部 ……略……</p> <p>行政管理部 ……略……</p> <p>財務部 ……略……</p> <p>市民生活部</p> <p>(1)～(6) ……略……</p> <p><u>(7) 市民参加及び市民との協働に関すること。</u></p> <p><u>(8) 国際化に関すること。</u></p> <p><u>(9) 危機管理に関すること（危機管理対策室分掌事務）。</u></p> <p>産業文化スポーツ部</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p><u>(3) 観光に関すること。</u></p> <p><u>(4) 文化に関すること。</u></p> <p><u>(5) 市史の編さんに関すること。</u></p> <p><u>(6) スポーツに関すること。</u></p> <p>子ども家庭部 ……略……</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 ……略……</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策部 ……略……</p> <p>行政管理部 ……略……</p> <p>財務部 ……略……</p> <p>市民生活部</p> <p>(1)～(6) ……略……</p> <p>産業文化スポーツ部</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p><u>(3) 市民参加及び市民との協働に関すること。</u></p> <p><u>(4) 地域の振興に関すること。</u></p> <p><u>(5) 文化及び国際化に関すること。</u></p> <p><u>(6) 市史の編さんに関すること。</u></p> <p><u>(7) スポーツに関すること。</u></p> <p>子ども家庭部 ……略……</p>

福祉保健部	……略……	福祉保健部	……略……
まちづくり部	……略……	まちづくり部	……略……
環境下水道部	……略……	環境下水道部	……略……
公営競技事業部	……略……	公営競技事業部	……略……

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。